

会議結果（書面会議）のお知らせ

会議の名称	令和2年度第1回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議		
開催日時	令和2年5月7日（木）		
開催場所	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面による開催		
出席者	委員17名（高野委員長、遠藤委員、本田（麻）委員、磯山委員、稲生委員、新保委員、渡邊委員、鳥居委員、高橋委員、藪塚委員、本田（卓）委員、佐々木委員、加藤委員、羽山委員、石藤委員、増田委員、藤本委員）		
議題	≪報告事項≫ 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について		
公開・非公開		傍聴者	
<p><b>【審議概要】</b></p> <p>1 報告事項</p> <p>朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について、以下の資料により報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料番号1】朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例(案)について</li> <li>・【資料番号2】朝霞市保険料率(案)（低所得者に対する負担軽減率の見直し後）</li> <li>・【資料番号3】介護保険料のお知らせ（令和元年度版）</li> </ul> <p>2 会議実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の開催に代えて、書面による会議を実施。（令和2年4月28日通知）</li> <li>・朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員に対し、書面により報告事項を通知し、意見・質問がある場合は質疑票の提出を依頼。</li> </ul>			

### 3 提出意見

遠藤委員：

「介護保険料のお知らせ」のリーフレットに関して、新型コロナウイルスで経済的にひっ迫した方が、保険料を滞納してしまうことがあると思います。ここに対応していただくことになるとと思いますが、リーフレットへも通常の滞納とは違う対応があるなど、記載していただいた方が良いのではと思うが、いかがでしょうか。

市の対応：

新型コロナウイルスに関連して納付が困難になった方も介護保険料の減免及び徴収猶予の対象となる場合があるので、市ホームページや広報あさかへ掲載するとともに、令和2年度の介護保険料の納付通知書等の送付の際に同封するリーフレット等で案内を行い、周知を図るよう努めています。

羽山委員：

現状、問題はないと思いますが、コロナの件で、いろいろ流動的な展開があるかと思しますので、特に貧困層への対応は柔軟にお願いします。

市の対応：

介護保険料の減免及び徴収猶予等に関する相談に関しては、市ホームページや広報あさかへ掲載するとともに、令和2年度の介護保険料の納付通知書等の送付の際に同封するリーフレット等で案内を行うとともに、7月26日（日）に休日納付相談を予定するなど、周知及び相談等への対応に努めています。

渡邊委員：

第1段階、第2段階、第3段階、とも、国の基準より負担軽減率が低くおさえられていて良いと思う。

#### 4 その他

本件会議を書面会議として開催することについて、朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員全員の承諾を得た。

問い合わせ先 (事務局)	朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課 介護保険係 担当者 吉崎 電話番号 048-463-1111 (内線: 2637) eメール tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp
-----------------	---